

特定建築物等定期報告書の提出について

1. 特定建築物の報告書(定期調査報告書)には次の書類を添付して下さい。
 - ◎ 調査結果表・・・調査資格者の方が調査したもの。
 - ◎ 付近見取図・・・方位、道路及び目標となる地物の明示があること。
 - ◎ 配置図・・・敷地の形状や周辺道路(巾員記入)公園、河川、空地等の隣地との関係を明記する。
建築物の配置概要(境界からのアキ寸法を記入のこと)も明記する。
 - ◎ 平面図及び屋根伏図・・・1階平面図(小規模のものは上記の配置図と兼用してもよい)
各階平面図(2階以上が基準階と同じであれば省略できる)
 - ◎ 要是正の指摘がある場合・・・別途必要な添付資料
2. 建築設備(昇降機等以外)の報告書(定期検査報告書)には次の書類を添付して下さい。(図面は不要です)
 - ◎ 検査結果表・・・検査資格者の方が検査したもの。
 - ◎ 別表1～別表4(必要に応じ添付)
 - ◎ 要是正の指摘がある場合・・・別途必要な添付資料
3. 防火設備の報告書(定期検査報告書)には次の書類を添付して下さい。
 - ◎ 検査結果表・・・検査資格者の方が検査したもの
 - ◎ 付近見取図
 - ◎ 各階平面図・・・防火設備が設置されている箇所を明記して下さい。
 - ◎ 要是正の指摘がある場合・・・別途必要な添付資料
4. **報告書及び概要書第一面の右肩に整理番号を必ず記入して下さい。**整理番号は同封通知書に記載されています。
記入例として 1-23-Z-4567-0 の場合は

1	2	3	Z	4	5	6	7	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---

と記入して下さい。
5. 当センターに提出する報告書は左端を2ヶ所、概要書は左上端を1ヶ所綴じて下さい。ファイルは必要ありません。
※定期調査(検査)報告書と定期調査(検査)報告概要書は別々にホチキスでとめてください。
6. 報告者(所有者又は管理者)の住所は棟室番号まで、また管理組合の場合には理事長名まで記入して下さい。
なお、所有者又は管理者等の変更があった時は、当センターまで連絡してください。
7. **調査(検査)者は所有者又は管理者に報告書の内容をよくご説明の上、提出して下さい。**
8. 定期報告書の提出は1部です。控えが必要な方は2部提出し当センターで受付後、1部を返却します。
報告書は必ず福岡県建築住宅センターの窓口までご持参下さい。郵送での受け付けは行っていません。
※受付時間：午前9時から午後4時まで(月曜日～金曜日)。土日祝日は休み
なお、12時から午後1時までは昼休みですのでご協力下さい。
9. 締切日直前は大変混みあいます。早めの提出をお願いいたします。
10. 報告書様式の入手方法について
 - ①県内各特定行政庁および当センターのホームページからダウンロード出来ます。
 - ②ダウンロードができない場合につきましては、当センターへお問い合わせください。一般財団法人福岡県建築住宅センター福岡事務所 ☎092-724-3608

裏面も必ずご覧下さい

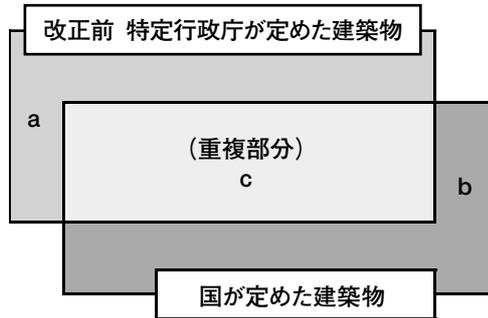
大事なお知らせです

建築基準法の一部改正に伴い定期報告の制度が変わりました。
(平成28年6月1日より施行)

主な改正点

1. 対象建築物の範囲が拡大

今回の改正で、従来の対象用途について範囲が拡大され、さらに対象となる用途に、就寝用福祉施設、ボーリング場、水泳場等が追加されました。



a+b+c :
改正後の定期報告対象建築物
a :
引き続き特定行政庁が指定する部分
b :
国の指定により追加された部分
c :
既に特定行政庁が指定していて国が指定した部分

2. 防火設備の新設

従来、防火扉などの防火設備については建築物定期調査の一部として実施されてきましたが、随時閉鎖方式の防火設備などについては、より専門的な知識や経験に基づく高度な検査が必要であるとの考えから、今後は独立した検査として定期検査を実施し報告していただくことになりました。

○防火扉(随時閉鎖式)

火災の拡大を防ぐため設けられたドアで通常時は全開状態で、感知器からの信号などによって、自動的に閉鎖する仕組みになっています。

○防火シャッター

防火戸と同様に火災拡大防止のため設けられたシャッターで通常は解放されていますが火災時に感知器などと連動し自動的に閉鎖する仕組みになっています。

○耐火クロススクリーン

火災が発生したときに感知器と連動しスクリーンが天井裏から降下し火災の拡大を防止するものです。

○ドレンチャーその他の水幕を形成する設備

火災の延焼を防ぐ装置の一種で、屋根・外壁・軒先・窓上などに配管し、圧力水により建物の周りに水幕を張り延焼拡大を防止する設備です。



防火扉・防火シャッター



耐火クロススクリーン



ドレンチャー設備

3. 定期報告の調査・検査資格者

定期調査・検査を行う「資格者」が法律に位置づけられ、これに伴い「資格者」の名称が変わりました。

※旧資格者は移行手続きが必要です。

資格	建築物	建築設備	防火設備	昇降機等
1級建築士	○	○	○	○
2級建築士	○	○	○	○
特定建築物調査員	○			
建築設備検査員		○		
防火設備検査員			○	
昇降機等検査員				○

◆定期報告の報告様式が変わりました

建築物、建築設備および防火設備の報告様式が平成29年4月1日から変更されました。当センターホームページより、新たな報告様式をダウンロードしてください。ダウンロードはこちらから：福岡県建築住宅センターホームページ → 様式のダウンロード → 定期報告業務

裏面も必ずご覧下さい